



平成 17 年 5 月 20 日

各 位

所 在 地 東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号
会 社 名 オリコン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小池 恒
(コード番号 4 8 0 0 大証ヘラクレス市場)
問 い 合 わ せ 先 執行役員経理本部長 峯岸 幸久
T E L 03-3405-5252 (代表)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 20 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記の要領により、ストックオプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、監査役及び使用人に対し新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

2. 新株予約権割当の対象者

当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、監査役及び使用人に割り当てるものといたします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 1,800 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

(2) 新株予約権の数

1,800 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 1 株)

なお、上記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数について同様の調整を行う。

(3) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の、株式会社大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合及び平成14年4月1日改正前商法の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。)次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{新規発行前の時価}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

(5) 新株予約権の行使期間

平成19年7月1日から平成26年3月31日までとする。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は使用人の場合、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

その他の条件は、取締役会において決定する。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権者が上記(6)に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、その新株予約権を無償で消却することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は、新株予約権の全部を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 上記決議は、平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 6 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上